

○ 農業協同組合法施行令第一条の第十十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）</p> <p>第三条 命令第十六条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）</p> <p>第三条 命令第十六条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）</p> <p>第三条 命令第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）</p> <p>第三条 命令第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引</p> <p>三 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。